

## 野田市農業委員会報広告取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、野田市広告掲載取扱要綱（平成20年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に準じて、野田市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が発行する野田市農業委員会だより（以下「農業委員会だより」という。）に広告を掲載するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 農業委員会だよりに掲載する広告の範囲は、要綱第3条各号に定めるいずれにも該当しないものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、野田市農業委員会運営委員会（以下「運営委員会」という。）が指定するものとする。

(広告掲載号及び部数)

第4条 広告の掲載号及び発行部数は、会長が別に定めるものとする。

(広告掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、会長が別に定めるものとする。

(広告の募集方法)

第6条 会長は、広告の募集を野田市ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 農業委員会だよりへの広告掲載を希望する者は、農業委員会だより広告掲載申込書に別に定める書類を添付して、会長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 会長は、前条に規定する申込みがあったときは、運営委員会を開催して広告掲載の内容について審査をし、市広告審査会において決定するものとする

2 広告掲載の申込者が当該広告掲載の枠を超えたときは、市内に事業所等を置く事業者を優先するものとする。

3 前項の規定によっても広告掲載を希望する者が広告掲載の枠を超えるときは先着順により決定する。

4 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、農業委員会だより広告掲載・不掲載決定通知

書により通知する。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、会長が定めた額とする。

2 広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、会長が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

(広告原稿の作成等)

第10条 広告主は、会長が指定する方法により作成した広告原稿を会長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 会長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要項に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容の変更を求めるものとする。

(広告掲載の決定の取消し等)

第12条 会長は、次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、農業委員会だよりへの広告掲載が適切でないときと会長が判断したとき。

2 会長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、農業委員会だより広告掲載取消等通知書により広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において広告主に損害を生じることがあっても、農業委員会は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第13条 広告主は、その責めに帰すべき事由により農業委員会が損害を被った場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、会長が特別の理由があるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(広告掲載料の還付)

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、農業委員会だより広告掲載料還付請求書を市長に提出しなければならない。

(広告主の責任等)

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、農業委員会だよりに広告を掲載するに当たり必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、令和3年8月1日から施行する。

野田市農業委員会だより広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 野田市農業委員会会長

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話

野田市農業委員会だよりへの広告の掲載について、次のとおり申し込みます。

|                                |                                                                                                                      |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今年度第1号（上半期）と第2号（下半期）の掲載を申し込みます |                                                                                                                      |
| 広告の概要                          | 別紙のとおり<br><br>(※広告原稿案を添付してください。掲載する正式な原稿は以下の野田市農業委員会までメールで提出してください。)<br><br>農業委員会送信先：nougyou@mail.city.noda.chiba.jp |
| 広告主の概要                         | ※事業内容や活動内容など                                                                                                         |
| 本申込に係る担当者等                     | 担当部署：<br>担当者氏名：<br>電話番号：<br>F A X：<br>E-mail：                                                                        |
| 提出書類                           | 会社案内等（会社の概要がわかるもの）                                                                                                   |
| その他                            | 申込に当たっては、野田市広告掲載取扱要綱、野田市農業委員会報広告取扱要項及び、野田市農業委員会だより広告募集要領の内容を遵守します。                                                   |

野 農 委 第 号  
年 月 日

野田市農業委員会だより広告掲載・不掲載通知書

様

野田市農業委員会会長

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり  
決定しましたので、野田市農業委員会報広告取扱要項第8条の規定に基づき通  
知します。

|               |                                                                                        |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 決 定 区 分       | <input type="checkbox"/> 掲載する                                                          |
|               | <input type="checkbox"/> 掲載しない<br>(理由)                                                 |
| 広 告 原 稿       | 別紙のとおり                                                                                 |
| 掲載号及び<br>発行部数 | 年度第1号（上半期）及び第2号（下半期）                                                                   |
|               | 各号 部                                                                                   |
| 掲載料 金         | 金 円                                                                                    |
| 納付期 限         | 年 月 日                                                                                  |
| 注 意 事 項       | 指定された期日までに広告掲載料が支払われないときは、野田<br>市農業委員会報広告取扱要項第12条第1項第1号の規定によ<br>り、広告掲載の決定を取り消すことがあります。 |

野 農 委 第 号

年 月 日

野田市農業委員会だより広告掲載取消等通知書

様

野田市農業委員会会長

年 月 日付けで申込のあった広告の掲載について、次のとおり掲載取消等を決定しましたので、野田市農業委員会報広告取扱要項第 1 2 条の規定に基づき通知します。

|       |  |
|-------|--|
| 取消理由等 |  |
|-------|--|

年 月 日

(宛先) 野田市長

野田市農業委員会だより広告掲載料還付請求書

様

所在地  
名称  
代表者氏名 印  
電話

野田市農業委員会だより広告掲載料について、次のとおり還付してください。

| 請求金額   | 金 円                                   |
|--------|---------------------------------------|
| 振込金融機関 | 銀行 本店<br>農業協同組合 支店<br>信用金庫 支所<br>信用組合 |
|        | 預金種目 1 普通 2 当座                        |
|        | 店番号 口座番号                              |
|        | 口座名義人 (カタカナ)                          |

備考：口座名義人は、請求者名義としてください。